

高年齢雇用継続給付の申請手続きについて

～雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）を確認してください～

雇用保険被保険者資格取得届をご提出いただいた際に、返戻する『雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）』の事業所名称欄の隣に「**高年齢雇用継続給付受給可」と印字されている場合がありますのでご確認ください。

このメッセージは、既に高年齢雇用継続給付に係る受給資格の確認を受けている方で、新たに被保険者資格を取得したことによって、引続き高年齢雇用継続給付の受給が可能な場合に印字されます。

高年齢雇用継続基本給付金については、原則として60歳時点と比較して、60歳以後の賃金（みなし賃金を含む）が60歳時点の75%未満となっている場合が対象となります。

高年齢雇用継続給付の申請手続きは、原則、事業主を通して行うものです。その上で、要件の確認にあたっては「60歳到達等時点」と「現時点」の賃金の比較が必要となりますが、被保険者が60歳到達等時点の事業主でない事業主に雇用された場合、新しく雇用した事業主は「60歳到達等時点の賃金」の把握ができず手続きに手間がかかることもあります。

そのため、ご本人様及び事業主の負担軽減のため、『雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）』に「**高年齢雇用継続給付受給可」と印字されている場合、事業所を管轄するハローワークにご依頼いただければ、既に登録された60歳到達等時点の賃金等を記載した『高年齢雇用継続給付支給申請書』を交付することが可能です。

つきましては、事業主の皆様におかれましては、**ご本人（被保険者）様の同意を得た上で**、ハローワークにご依頼いただきますようお願いいたします。

◎高年齢雇用継続給付の具体的な支給申請手続きや不明な点等については、事業所を管轄するハローワークへご確認ください。

なお、支給申請手続きについては電子申請で行うことも可能です。

ハローワークで配布しているパンフレット「高年齢者雇用継続給付の内容及び支給申請手続きについて」や厚生労働省のホームページ <http://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000346148.pdf> もご確認ください。

【「高年齢雇用継続給付支給申請書及び通知書」交付に関する本人同意確認書】

この度、『雇用保険被保険者資格取得届』をご提出いただき、返戻する「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(事業主通知用)」の事業所名称欄の隣に“**高年齢雇用継続給付受給可”と印字されました。

当該被保険者が高年齢雇用継続給付の支給再開を希望され、かつ交付に関する同意を得られた場合に、この「本人同意確認書」へ必要な事項をご記入の上、管轄ハローワークの雇用保険適用担当あてに窓口持参または郵送にてご提出していただくようお願いいたします。

なお、詳細については、別添リーフレット「高年齢雇用継続給付の申請手続きについて」を参照してください。

この「本人同意確認書」にて確認が取れた場合は、高年齢雇用継続給付支給再開入力処理をさせていただきます、「高年齢雇用継続給付支給申請書及び通知書」を交付(郵送)いたします。

↓必ず、確認日・確認者欄を記入してください。

確認日	※ 令和 年 月 日
確認者	<input type="checkbox"/> 事業所 (事業所名): <input type="checkbox"/> 社会保険労務士・労働保険事務組合 (社会保険労務士名・労働保険事務組合名): 担当者名: 連絡先 :

※交付に関する本人同意が得られた受給資格者(被保険者)

(同一事業所で3名以上の場合は、一覧表でも可く被保険者番号・被保険者氏名(カタカナ)は必須です。>)

1	事業所番号	—	—
	事業所名		
	被保険者番号	—	—
	被保険者氏名(カタカナ)		
2	事業所番号	—	—
	事業所名		
	被保険者番号	—	—
	被保険者氏名(カタカナ)		
3	事業所番号	—	—
	事業所名		
	被保険者番号	—	—
	被保険者氏名(カタカナ)		

「支給申請書及び通知書」の郵送送付先

送付先:住所	〒 —
送付先:名称	

この「本人同意確認書」を郵送される場合の送付先
 〒465-8609 名古屋市名東区平和が丘1-2
 名古屋東公共職業安定所 雇用保険適用課 継続給付担当
 電話 052-774-2885 (直通)

受理印